

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杵築市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県杵築市長

公表日

令和8年1月23日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者総合支援業務を実施している。 特定個人情報は、以下の事務で取り扱う。 ①自立支援給付の支給に関する事務 ②支給決定の変更に関する事務 ③地域相談支援給付決定の変更に関する事務 ④支給認定の変更に関する事務 ⑤地域生活支援事業の実施に関する事務
③システムの名称	・総合福祉WEL+ ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・受給者申請マスタ ・受給者申請マスタ ・支給決定情報ファイル ・請求者基本情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、145、155、161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144、145、146の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉事務所
②所属長の役職名	福祉事務所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 Tel0978-62-1801
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉事務所 〒879-1307 大分県杵築市山香町大字野原1010番地2 Tel0977-75-2405
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人以上1万人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[委託しない]
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[提供・移転しない]
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[接続しない(入手)] [接続しない(提供)]
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からマイナンバーを取得することを徹底している。また住基ネット照会を利用する場合は、4情報又は住所を含む3情報による照会を徹底している。上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに關し手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対応は「十分である」と考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[] 十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

窓口で申請を受ける際は、申請者の同意に基づき特定個人情報を入手しているため、目的外の入手が行われることはないと考えられる。その上で、情報ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を設定している。またアクセス権限所持者には、研修により離席時にはログアウトの徹底を呼びかけており、監査も実施している。以上のことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第2の16、26、56の2、57、87、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第12条、第19条、第30条、第31条、第44条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二の108、109、110の項 ・別表第二主務省令第55条 	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二の108、109、110の項 ・別表第二主務省令第55条、第55条の2、第55条の3 	事後	
平成29年7月20日	I 関連項目 5. 評価実施機関における担	福祉推進課長	福祉推進課長 江藤 修	事後	
平成29年7月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年7月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年9月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	福祉推進課長 江藤 修	福祉推進課長	事後	
平成30年9月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年9月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年1月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity障害者総合支援 ・Acrocity心身障害者台帳 ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合福祉WEL+ ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ 	事前	
平成31年1月28日	IV リスク対策	—	新様式による追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二の108、109、110の項 ・別表第二主務省令第55条、第55条の2、第55条の3 	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二の108、109、110の項 ・別表第二主務省令第55条、第55条の2、第55条の3 	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年12月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	
令和1年12月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	
令和2年11月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二の108、109、110の項 ・別表第二主務省令第55条、第55条の2、第55条の3 	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二の108、109、110の項 ・別表第二主務省令第55条、第55条の2、第55条の3 	事後	
令和2年11月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	福祉推進課	福祉事務所	事後	
令和2年11月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	福祉推進課長	福祉事務所長	事後	
令和2年11月17日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	福祉推進課 〒879-1307 大分県杵築市山香町大字野原1010番地2 TEL0977-75-2405	福祉事務所 〒879-1307 大分県杵築市山香町大字野原1010番地2 TEL0977-75-2405	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年11月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年11月17日	IV リスク対策 8. 監査	[○]外部監査	[]外部監査	事後	
令和3年11月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二の108、109、110の項 ・別表第二主務省令第55条、第55条の2、第55条の3 	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第二の108、109、110の項 ・別表第二主務省令第55条、第55条の2、第55条の3 	事後	
令和3年11月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年11月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年11月4日	IV リスク対策 8. 監査	[]外部監査	[○]外部監査	事後	
令和4年11月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和4年11月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和5年11月15日	IV リスク対策 8. 監査	[○]外部監査	[]外部監査	事後	
令和5年11月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年10月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和5年11月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年10月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和7年1月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第1の84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表117の項 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第二の108、109、110の項 ・別表第二主務省令第55条、第55条の2、第55条の3 	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11、81、144の項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144、145、146の項</p>	事後	
令和7年1月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		新規追加のため	事後	
令和7年1月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		新規追加のため	事後	
令和8年1月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11、81、144の項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144、145、146の項</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、145、155、161の項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144、145、146の項</p>	事後	
令和8年1月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和8年1月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	